

# 川西市子ども・若者育成支援計画（仮称）の策定について

## 1．計画策定の目的

将来の社会を担うすべての子どもや若者が健やかに成長し逞しく育つことを社会全体で応援することや、ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して行政がネットワークを形成し、支援していくための方向性、目標について定める。

## 2．計画の位置づけ・期間

平成22年度に施行された「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項の規定に基づき、国の「子ども・若者ビジョン」、県の「新ひょうご子ども未来プラン」を踏まえて作成する。

この計画は川西市第5次総合計画（平成24年度中に策定予定）の子ども・若者に関する分野をより具体化した分野別計画の一つであり、川西市次世代育成支援対策行動計画と関連した計画として位置づける。

期間は平成25年度から平成34年度までの10年間の子ども・若者育成の方向性を見据えた上で、29年度までの5年間の施策について計画するが、川西市次世代育成支援対策行動計画が平成26年度までの計画となっているため、この計画においても新たな施策の展開や事業の変更がある場合は平成26年度中に見直しを行うこととする。

## 3．子ども・若者の範囲と計画の対象者

この計画は0歳から30歳未満を対象とするが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も本計画の対象とする。

なお、川西市次世代育成支援対策行動計画（平成22～26年度）において子ども（概ね18歳未満）や子育て家庭などを対象としているため、本計画では、心身ともに大きく成長する一方様々な悩みを抱える思春期、社会的な自立を図る青年期以降の子ども・若者に重点を置く。

## 4．策定の進め方について

川西市青少年問題協議会に専門委員会を設置し、子ども・若者の健全育成に関わる知識を有する専門委員4名と公募市民委員1名を市長が委嘱する。

専門委員会による「調査・研究」を補助するため、事務局と専門委員会が子ども・若者計画の様々なテーマに沿った関係団体・機関から、意見や提案をいただく機会を設ける。専門委員会では適宜意見交換を行い、関係団体等から得られた情報や意見などを基に自らの知見を合わせ、計画の素案づくりに生かしていく。

また、事務局は庁内関係所管と情報を共有するため連絡調整を行い、施策の方向性について共通の認識を持ち策定につなげる。